

平成25年12月25日
第2回 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会

資料3

より適正な価格等の設定

会計法

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

予算決算及び会計令

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格(第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。)を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第八十条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

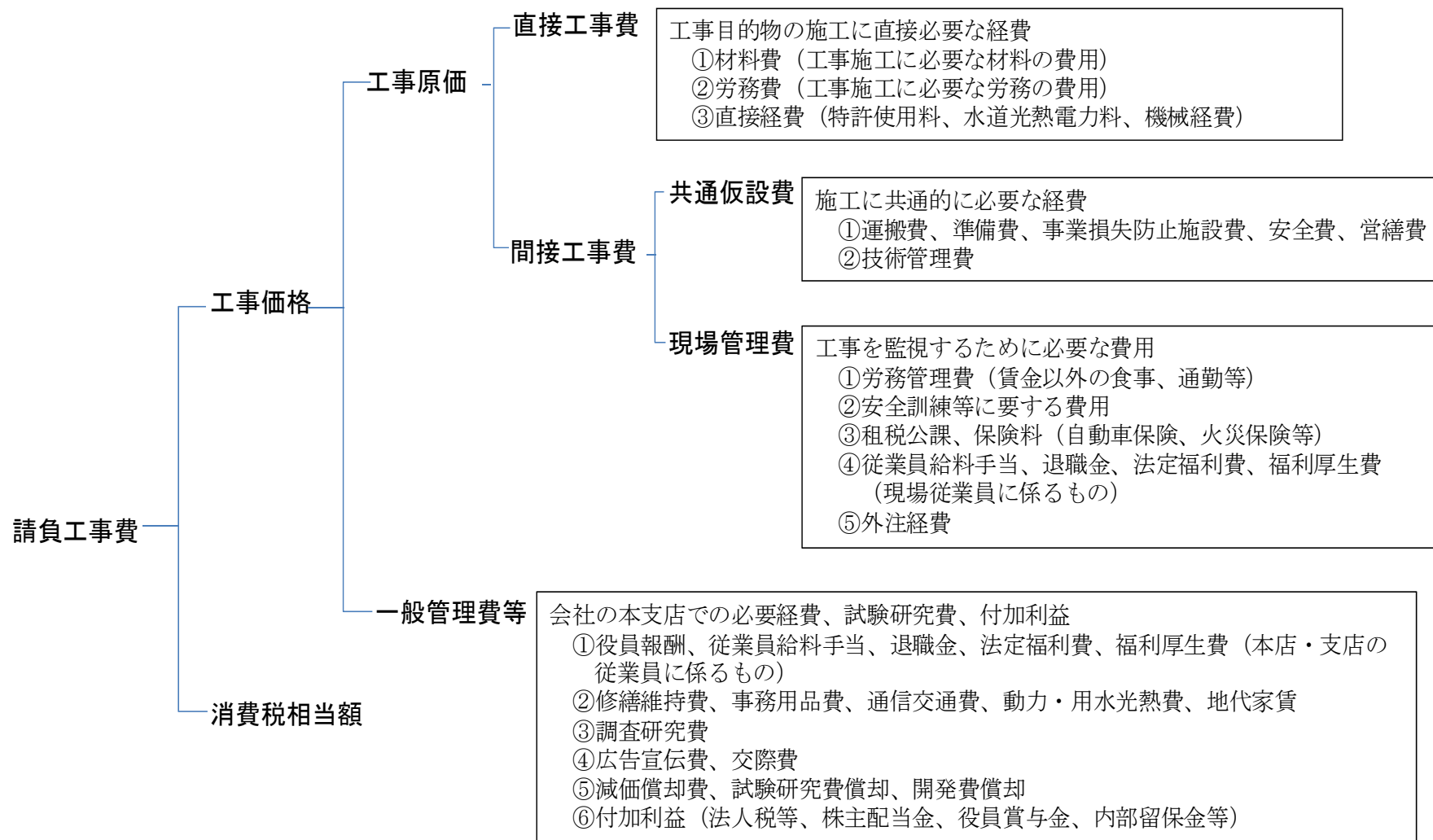
2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

積算体系(土木工事の例)

土木請負工事工事費積算要領・同積算基準

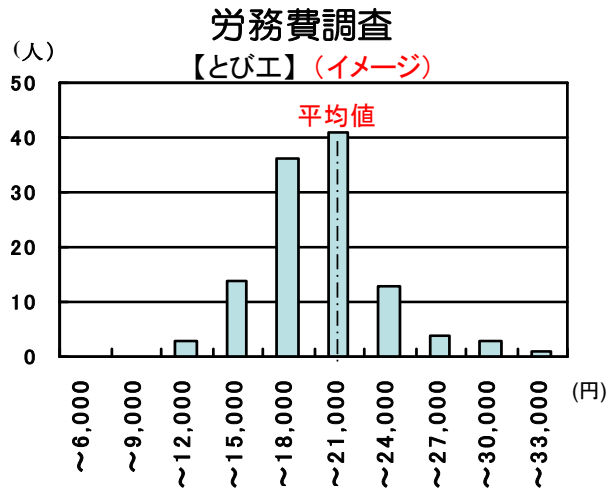
<積算要領の目的>

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費(以下「請負工事費」という。)の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすること。(積算要領 第1(目的)より)

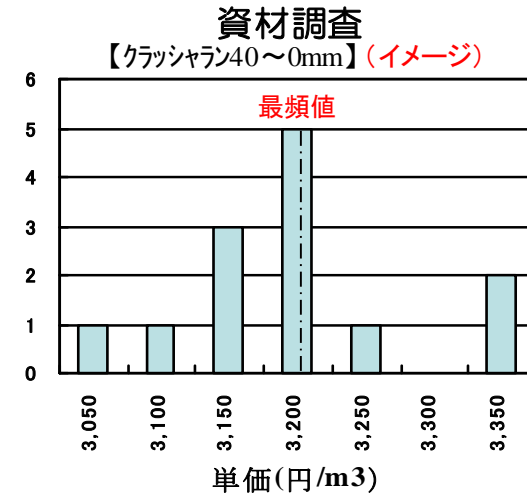


積算における単価等の設定方法

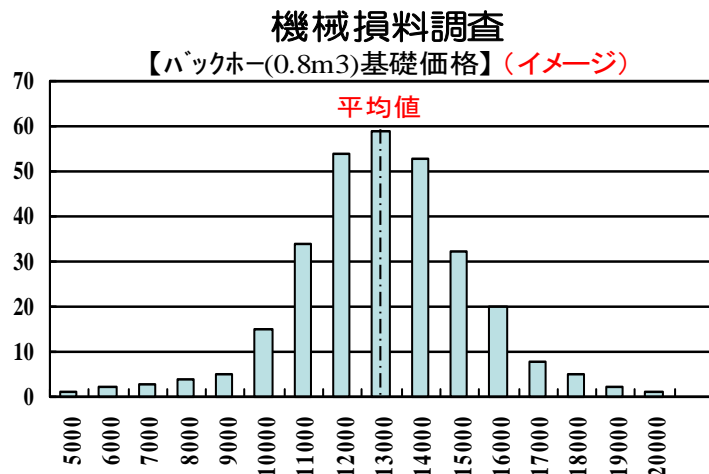
- 積算に使用する単価等については、**取引の実例価格等を調査した結果に基づき、標準的な単価等**を設定。



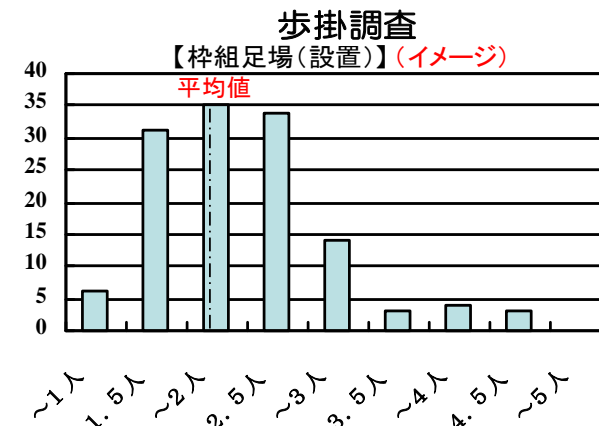
- 工事に関わった会社で働く建設労働者の賃金の支払い実態を賃金台帳を基に調査
- 年1回調査を基本とするが、急激な単価変動が生じた場合は年複数回の調査を実施
- 調査対象: 51職種(都道府県別)



- 外部の調査機関が、建設工事業者等の大口需要者との間で取引されている約6~7万規格の資材について、実取引価格を調査し、月ごとに見直し、公表。(使用頻度が高く、価格変動が多い資材は毎月調査を実施し価格に反映。)



- 建設事業者が所有する建設機械等の取得費用、稼働実績、処分実績等を、2年に1回、約420機種(約2,500規格)について、調査を実施し、年度当初までに見直し、公表。



- 土木工事の各種工種で、標準的な施工が行われた場合の労務、機械、材料等の必要量や規格等を、年1回、約160工種を対象に調査。変動状況を踏まえ、毎年度当初までに改定し、公表。

● 調査方法

- ・ 調査は、資材毎に取引実態に応じた効率的、効果的な方法で実施。
- ・ 毎月10日までに得られた最新の調査結果を翌月号に掲載。

※建設物価調査会の例

【月刊建設物価の発刊までの流れ】 (7月号の場合)

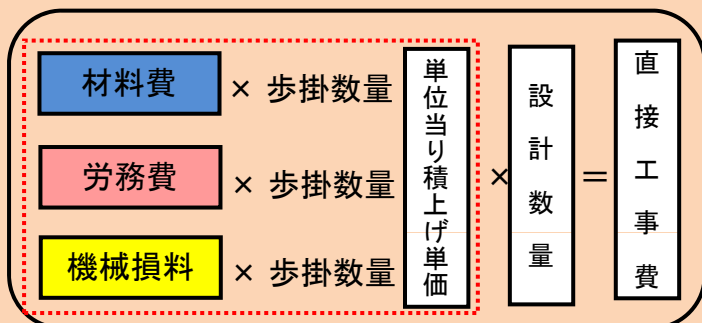
項目	5月			6月			7月		
	10	20	30	10	20	30	10	20	30
調査の実施		●	●	●					
会誌の発刊									●

※調査期間は上記の1ヶ月間(5/11~6/10)であるが、最終段階(6/1~6/10)の調査結果を重視し、最新の情報で価格を決定。

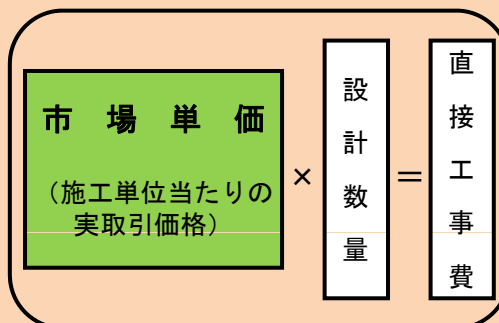
市場単価方式とは

工事を構成する一部又は全部の工種について歩掛を用いず、材料費、労務費及び機械経費を含む施工単位当たりの市場での取引価格（市場単価）を把握し、直接的に直接工事費の積算に利用する方法

◆ 歩掛（積上げ）方式



◆ 市場単価方式



発刊月	調査月	調査対象期間(契約時期)
4月(春号)	3月	11/月上旬~2/月上旬
7月(夏号)	6月	2/月上旬~5/月上旬
10月(秋号)	9月	5/月上旬~8/月上旬
1月(冬号)	12月	8/月上旬~11/月上旬

論点①：現在の予定価格の算定手法は妥当か

・予定価格は公共工事の契約における上限価格であるが、現在の算定手法は結果的に標準的な価格を算定しているのではないか。

・現在の予定価格の算定手法は「取引の実例価格」を重視していることから、価格の上昇局面において、受注者側と価格が折り合わず、入札不調・不落を引き起こすことになっていないか。

・現在の予定価格の算定手法においては、例えば、資材単価においては一定規模の取引がなされることが前提となっており、「数量の多寡」の要素が十分反映されていないのではないか。

【再掲】予算決算及び会計令
(予定価格の決定方法)

第80条

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

論点②: より適正な予定価格の設定に向けた条件設定や配慮事項は?

・どのような補正が考えられるか。新たな上限(予定価格)の設定はどのような根拠で定めるのか。

対応例)「現積算要領・積算基準における工事価格に率を乗じる」(補正の対象)
「単価等のばらつきを配慮し、最頻値、平均値とは異なる値を設定する」
(補正の対象、方法)
「物価等の上昇傾向を参考に設定する」(補正の方法)

・どのような条件の時に予定価格の補正を行うことが考えられるか。

対応例)「すべてに適用」「地域、工種を絞って適用」(適用の対象工事)
「今後、恒常的に適用」「特別な時期に限って適用」(適用の時期等)